

## 5-2 毒物及び劇物、爆発物原料の使用

「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」とラベルに記載されている毒物及び劇物は、盗難・紛失していない証明をするため、使用する度に使用した記録を取らなければなりません。これは要項第 6 条で定められています。また爆発物原料についても同様に管理する必要があります。これは要項第 13 条で定められています。

### 要項第 6 条(毒物及び劇物の保管)

3 化学物質管理責任者は、毒物及び劇物の使用に当たっては、その使用量を重量又は容量の単位で記録し、これを使用を終了した日から 5 年間保存しなければならない。

### 要項第 13 条(爆発物原料の保管等)

2 化学物質管理責任者は、爆発物原料の使用に当たっては、その使用量を重量又は容量の単位で記録し、これを使用を終了した日から 5 年間保存しなければならない。

熊本大学では、毒物及び劇物、爆発物原料を購入した際、YAKUMO への保管登録と同時に使用記録簿が併記された「化学物質安全データシート(簡易版)」が発行されます。以下の要領で取り扱ってください。

- ① 毒物及び劇物、爆発物原料は、窓口が発行した化学物質安全データシート(簡易版)に、使用する毎に使用者がその使用記録を記入して下さい。
- ② 化学物質安全データシート(簡易版)が無い毒物及び劇物、爆発物原料は、YAKUMO から安全データシート出力申請を行って化学物質安全データシート(簡易版)を入手し、使用する毎に使用者がその使用記録を記入して下さい。
- ③ 毒物及び劇物、爆発物原料を使い切ったら、バーコードと化学物質安全データシート(簡易版)を環境安全センターに返却して下さい。
- ④ 環境安全センターから、毒物及び劇物、爆発物原料の使用記録に関する PDF データがメールで送付されます。このファイルは「5年間保管」して下さい。

### <注意点>

○YAKUMO で使用登録(使用済み登録)はできません。

○キット類など「化学物質安全データシート(簡易版)」が発行されないものは、YAKUMO の「マニュアル・資料」から使用記録簿をダウンロードして記録して下さい。

○各自で作成している毒物及び劇物、爆発物原料の使用記録簿は、最終記録日から5年間保管して下さい。